

## 重要事項説明書 (居宅療養管理指導用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社アスパイヤー
代表者氏名	五十嵐 愛
所在地	東京都台東区花川戸 1-6-7 ライオンズマンション浅草駅前 102
法人設立年月日	令和2年12月28日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ステラ薬局 浅草店 及び ステラ薬局 押上店
介護保険指定事業所番号	1340655506（浅草店） 1340755173（押上店）
事業所所在地	東京都台東区花川戸 1-6-7 ライオンズマンション浅草駅前 102（浅草店） 東京都墨田区向島 1-32-7 KSビル1階（押上店）
連絡先	浅草店 TEL 03-3841-1111 押上店 TEL 03-3625-5500 FAX 03-3841-1112 FAX 03-3625-5501
事業所の通常の事業の実施地域	台東区・墨田区等

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする
運営の方針	株式会社アスパイヤーが実施する指定（介護予防）居宅療養管理指導の従業者は要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。 指定居宅管理指導の実施にあたっては、居宅介護事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（浅草店） 月曜～日曜日（押上店）
営業時間	月～金 午前9時30分～午後7時 土曜 午前9時30分～午後6時（浅草店） 月～金 午前10時～午後7時 土曜 午前10時～午後6時 日曜 午前10時～午後1時（押上店）

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日のいずれか
サービス提供時間	営業時間内のいずれか

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理薬剤師 五十嵐 愛（浅草店） 管理薬剤師 治田 敬子（押上店）
-----	--------------------------------------

薬局である指定居宅療養管理指導事業所

職	職務内容	人員数
薬剤師	<p>1 薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し、利用者の居宅を訪問し、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行います。利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切にサービスの提供を行います。</p> <p>2 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するよう努め、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告します。</p> <p>3 少なくとも月に1回は当該計画の見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合にも適宜見直しを行います。</p>	<p>常勤 5名</p> <p>非常勤 名</p>

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険（1割負担）を適用する場合）について

	薬局の薬剤師が行う場合 月4回まで ただし、末期の悪性腫瘍の者、中心 静脈栄養を受けている利用者につ いては、月8回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,180円	1回 518円
	単一建物居住者が2人以上9人以 下の場合	1回 3,790円	1回 379円
	上記以外の場合	1回 3,420円	1回 342円
	疼痛緩和のために、別に麻薬及び向 精神薬取締法第2条第一号に規定 する麻薬の投薬が行われている利 用者の場合	1回 1,000円 加算	1回 100円 加算
	在宅時医学総合管理料に規定する 訪問診療の実施に伴い、処方箋が交 付された利用者に情報通信機器を 用いて行う場合（月1回限度）	1回 460円	1回 46円

（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	居宅療養管理指導に要した交通費を請求することができます。
-------	------------------------------

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法に  
について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて次回利用時までに利用者あてにお渡しします。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

<p>利用者ご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右記の連絡先へご連絡をお願いいたします。</p>	<p>月～金 午前9時30分～午後7時 土曜 午前9時30分～午後6時 TEL 03-3841-1111 FAX 03-3841-1112（浅草店）</p> <p>月～金 午前10時～午後7時 土曜 午前10時～午後6時 日曜 午前10時～午後1時 TEL 03-3625-5500 FAX 03-3625-5501（押上店）</p>
--	---

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者ご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われて

いない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師等の指示に基づき策定する「薬学的管理指導計画」に基づき、実施します。

上記計画については、訪問後、必要に応じ計画の見直しを行います。「薬学的管理指導計画」については少なくとも月に1回を目途に見直しを行います。

- (4) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理薬剤師 五十嵐 愛
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報</p>

	<p>が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	---

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動
保険名	薬剤師賠償責任保険
補償の概要	薬剤師特別約款

## 11 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 12 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 13 サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを個別のファイル等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。  
その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 14 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 15 指定居宅療養管理指導サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅を訪問し、あなたの心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて、あなたの療養生活の質の向上を図るために作成したものです。

- (1) 提供予定の指定居宅療養管理指導の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス区分・種類	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月						
火	：～：	薬剤師（薬局）による居宅療養管理指導	薬学的管理指導		円	円
水						
木						
金						
土						
日						
1週当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					円	円

- (2) その他の費用

交通費の有無	(有・無)	円
--------	-------	---

- (3) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

## 16 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

【事業者の窓口】	所在地 東京都台東区花川戸 1-6-7-102 TEL 03-3841-1111 受付時間 午前 10時～午後 6時
【居住の市区町村の介護課の窓口】	例 台東区役所介護予防・地域支援課 高齢者総合相談窓口 03-5246-1224 月～金 8：30～17：00

【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口専用 電話番号 03-6238-0177 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み) 介護相談・指導課
-----------------------------	---

#### 17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者	所 在 地	東京都台東区花川戸 1-6-7 ライオンズマンション浅草駅前 102
	法 人 名	株式会社アスパイナー
	代 表 者 名	五十嵐 愛
	事 業 所 名	ステラ薬局浅草店 ステラ薬局押上店
	説 明 者 氏 名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	